

出品規程

1. 規格

(1) 出品物

県の果実出荷基準に基づき、1 経営体 1 点とし、1 点の規格は 2 kg の化粧箱に、果実 5 個または 4 個を詰めて出品するものとする。

なお、出品物は市場出荷を前提とするものとする。

(2) 品種

品種は、沖縄県の主力品種である「アーウィン」とする。

(3) 果実階級

秀品の L 玉 (400g～450g未満) 5 玉詰め

または秀品の 2 L 玉 (450g～550g未満) 4 玉詰め

2. 出品物の搬入

出品物は、出荷箱の中に必ず申込書（審査用）を入れ、「品評会用」と朱書きされた札を出荷箱の横側に貼り、令和 7 年 7 月 10 日（木）9：00～17：00 までに下記に搬入するものとし、その輸送費は出品者の負担とする。

【搬入先】：中城村役場産業振興課

※ 審査前日（7/10）の搬入を原則とするが、困難な場合は、審査当日（7/11）の午前 8 時 30 分までに中城村産業振興課に搬入するものとする。

※ 搬入期限に間に合わない品物は、審査対象外とする。また、当該品物は返品せず、以下 3 項に記す出品物の取扱い等と同様に扱うものとする。

3. 出品物の取り扱い等

出品物は生産者からの提供とし、中城村農産物品評会実行委員会にて買取とする。出品した果実は、中城村産マンゴーの生産拡大及び販売促進につなげるために、主催者側の判断で利活用できるものとする。